建学発 2000-第 0025 号
2000 年 3 月 14 日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当　　殿

社団法人　日本建築学会
熱 環 境 小 委 員 会
主 査　 宇 田 川 光 弘

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

標記について、環境工学委員会の承認を得て熱環境小委員会の責任において下記の意見を表明します。

記

１.「居室の床の防湿方法に関する性能規定（令第 22 条)」の「最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によって腐食しないこと。」

これについては、内容そのものに異存はありません。気になるのは、床の構造が腐食する原因を、「地面から発生する水蒸気」のみに限定していることです。換気口などを通して床下に流入する外気中の水蒸気が、地盤の大きな熱容量の故に梅雨から夏にかけて床下で結露すること、これが床下の高湿度の一要因となっていることが、下記論文*などによって明らかにされています。これも要因として加えるべきではないかと考えます。

＊岩前 他、「地盤防湿材処理のある住宅床下空間の温湿度性状に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、No.528、2000.2.

２.「地階における住宅等の居室の技術的基準（令第 22 条の 2)」「からぼりに面し開口部が設けられていること又は換気設備等が設けられていること等（防湿の措置)」

これも１．とほぼ同じ内容になりますが、地階に関しては、熱容量の大きな RC 躯体などへの夏型結露が重要と考えられます。その場合、換気を積極的に行うと、却って結露を促進する危険性があります。からぼりに面した開口部を通して湿った外気が流入し、未だ温度の上昇していない地下室内で結露することも考えられます。従って、換気に関しては、慎重に考慮する必要があると考えます。

以上